

仙台市地域防災計画（共通編）修正案 新旧対照表（抄）

資料 2-1

旧頁	旧	新	備考
<p>第2部 第1章第5節 安全を確保するための行動を確認する P91</p>	<p>2. 災害の特徴に応じた行動を確認する【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 津波災害</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>【参考】市の取り組み</p> <p>市では、東日本大震災の津波被害や津波浸水区域等を踏まえて、津波が発生した場合に避難を要する区域として「津波避難エリア」を設定しました。津波避難エリアを表示した「津波からの避難の手引き（暫定版）」は、令和2年7月に第5版を全戸配布するとともに仙台市ホームページに掲載しています。</p> <p>市民や企業、地域団体等では、津波災害の危険が切迫した際に、迅速かつ的確な行動をとることができるよう、あらかじめ区域の確認とその意味を理解するよう努めてください。</p> <p style="text-align: center;">（資料3-3「津波からの避難の手引き（暫定版）」参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 津波避難エリアⅠ 大津波警報及び津波警報が発表された場合に「避難指示」を発令する区域です。 ● 津波避難エリアⅡ 大津波警報が発表された場合に「避難指示」を発令する区域です。 </div> <p>(3) 略</p>	<p>2. 災害の特徴に応じた行動を確認する【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 津波災害</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>【参考】市の取り組み</p> <p>市では、東日本大震災の津波被害や、令和4年5月に宮城県が公表した津波浸水想定等を踏まえて、津波が発生した場合に避難を要する区域として「津波避難エリア」を設定しています。津波避難エリアを表示した「津波からの避難の手引き」は、令和4年11月に第6版へ改めるとともに仙台市ホームページに掲載しています。</p> <p>市民や企業、地域団体等では、津波災害の危険が切迫した際に、迅速かつ的確な行動をとることができるよう、あらかじめ区域の確認とその意味を理解するよう努めてください。</p> <p style="text-align: center;">（資料3-3「津波からの避難の手引き（暫定版）」参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 津波避難エリアⅠ 大津波警報及び津波警報が発表された場合に「避難指示」を発令する区域です。 ● 津波避難エリアⅡ 大津波警報が発表された場合に「避難指示」を発令する区域です。 </div> <p>(3) 略</p>	<p>津波浸水想定 の公表を踏 まえた修正</p> <p>資料名の修正</p>
<p>第2部 第2章第2節 津波災害の 予防 P112</p>	<p>1. 津波避難エリアの設定 【危機管理局】</p> <p>東日本大震災の津波被害、津波浸水区域を踏まえ、津波が発生した場合に避難を要する区域として「津波避難エリア」を設定した。</p> <p>※ この「津波避難エリア」は、「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」に定める「津波浸水想定」の設定や「津波災害警戒区域」「津波災害特別警戒区域」を指定しているものではないため、今後、指定等があった際は、その都度「津波避難エリア」の見直しを行う。また、「津波防災地域づくりに関する法律」第10条に規定する「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」を策定するため、その技術的助言となる「津波防災まちづくりの計画策定に係る指針」に記載される特定避難困難地域等についても考慮する。</p>	<p>1. 津波避難エリアの設定 【危機管理局】</p> <p>東日本大震災の津波被害、令和4年5月に宮城県が公表した津波浸水想定等を踏まえ、津波が発生した場合に避難を要する区域として「津波避難エリア」を設定した。</p> <p>※ この「津波避難エリア」は、「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」に定める「津波浸水想定」を踏まえ設定している。<u>なお、今後、新たな知見等に基づいて津波浸水想定が変更される場合や、同法に基づく</u>「津波災害警戒区域」「津波災害特別警戒区域」の指定等があった際は、その都度「津波避難エリア」の見直しを行う。また、「津波防災地域づくりに関する法律」第10条に規定する「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」を策定するため、その技術的助言となる「津波防災まちづくりの計画策定に係る指針」に記載される特定避難困難地域等についても考慮する。</p>	<p>津波浸水想定 の公表を踏 まえた修正</p>

旧頁	旧	新	備考
	<p>(1) 津波避難エリアⅠ 大津波警報及び津波警報が発表された場合に「避難指示」が発令され、避難を要する区域をいう。</p> <p>(2) 津波避難エリアⅡ 大津波警報が発表された場合に「避難指示」が発令され、避難を要する区域をいう。 (資料 3-3「津波からの避難の手引き」(暫定版)参照)</p>	<p>(1) 津波避難エリアⅠ 大津波警報及び津波警報が発表された場合に「避難指示」が発令され、避難を要する区域をいう。</p> <p>(2) 津波避難エリアⅡ 大津波警報が発表された場合に「避難指示」が発令され、避難を要する区域をいう。 (資料 3-3「津波からの避難の手引き」参照)</p>	資料名の修正
<p>第 2 部 第 2 章第 2 節 津波災害の予防 P114</p>	<p>6. 津波からの避難に関する周知・啓発〔危機管理局、消防局、各区〕 災害時に市民等が迅速、的確に避難行動がとれるよう、「津波からの避難の手引き」(暫定版)や市ホームページの活用等により、日頃から市民に対して地震、津波に対する知識の普及啓発を図る。 また、津波避難エリア内の市民等が主体的に取り組む「津波避難計画」の作成や「津波避難訓練」の実施等に対し支援を行う。</p>	<p>6. 津波からの避難に関する周知・啓発〔危機管理局、消防局、各区〕 災害時に市民等が迅速、的確に避難行動がとれるよう、「津波からの避難の手引き」や市ホームページの活用等により、日頃から市民に対して地震、津波に対する知識の普及啓発を図る。 また、津波避難エリア内の市民等が主体的に取り組む「津波避難計画」の作成や「津波避難訓練」の実施等に対し支援を行う。</p>	資料名の修正
<p>第 2 部 第 2 章第 17 節 教育・訓練の推進 P174</p>	<p>1. 自助を促進するための啓発〔危機管理局、市民局、文化観光局、消防局〕 (中略)</p> <p>(2) 啓発の内容 ア 災害に関する一般知識 ① 地震・津波 : 地震・津波のメカニズム、本市の地震環境等 (以下略)</p>	<p>1. 自助を促進するための啓発〔危機管理局、市民局、文化観光局、消防局〕 (中略)</p> <p>(2) 啓発の内容 ア 災害に関する一般知識 ① 地震・津波 : 地震・津波のメカニズム、本市の地震環境、<u>津波避難エリア</u>等 (以下略)</p>	津波避難エリアの追記
<p>第 2 部 第 2 章第 17 節 教育・訓練の推進 P176</p>	<p>6. 防災訓練〔危機管理局、各局区〕 (中略)</p> <p>ア 津波から命を守るための取り組みの推進 津波情報伝達システムや緊急速報メールなど様々な方法で津波広報を実施するとともに、津波避難エリアにお住まいの方々や民間企業等の参加を得て、「津波からの避難の手引き」(暫定版)に掲載している指定避難所や津波避難施設等への避難、受入れ支援等の訓練を行う。 (以下略)</p>	<p>6. 防災訓練〔危機管理局、各局区〕 (中略)</p> <p>ア 津波から命を守るための取り組みの推進 津波情報伝達システムや緊急速報メールなど様々な方法で津波広報を実施するとともに、津波避難エリアにお住まいの方々や民間企業等の参加を得て、「津波からの避難の手引き」に掲載している指定避難所や津波避難施設等への避難、受入れ支援等の訓練を行う。 (以下略)</p>	資料名の修正